

### 個人番号カード (写) 等貼付台紙

以下に掲げる事務のため、保護者等の個人番号を  名分提出します。

○ 沖縄県高等学校等奨学のための給付金に関する事務

学校名・課程		沖縄県立	高等学校・	制	
生徒	ふりがな				
	氏名				
	学年・クラス・出席番号				
保護者等	氏名 (自署)	<p>保護者等の 個人番号カード (裏面) 又は通知カード 写し貼付欄</p> <p>個人番号が記載されている面を上にして、 全面をコピーし、貼り付けてください。</p> <p>※ 通知カード表面の記載事項に変更がある場合は、 訂正内容が記載された裏面も貼付して下さい。 訂正を行っておらず、通知カードの記載事項が 現況と異なる場合、通知カードは お使いいただけません。</p>			
	令和7年1月1日に居住していた市区町村までの住所 (住民税課税地) ※日本国内に住所を有していない場合には、 <input type="checkbox"/> にレ印を付けてください。				
	都道				市区
	府県				町村
<input type="checkbox"/> 日本国内に住所を有していない。					
保護者等	氏名 (自署)	<p>保護者等の 個人番号カード (裏面) 又は通知カード 写し貼付欄</p> <p>個人番号が記載されている面を上にして、 全面をコピーし、貼り付けてください。</p> <p>※ 通知カード表面の記載事項に変更がある場合は、 訂正内容が記載された裏面も貼付して下さい。 訂正を行っておらず、通知カードの記載事項が 現況と異なる場合、通知カードは お使いいただけません。</p>			
	令和7年1月1日に居住していた市区町村までの住所 (住民税課税地) ※日本国内に住所を有していない場合には、 <input type="checkbox"/> にレ印を付けてください。				
	都道				市区
	府県				町村
<input type="checkbox"/> 日本国内に住所を有していない。					

注) 個人番号カードや通知カードの写しが提出できない場合、「個人番号が記載された住民票」を提出してください。  
 なお、通知カードの記載事項 (氏名、住所、生年月日、性別、個人番号) に訂正がある場合は、訂正内容が記載された裏面も貼付してください。  
 変更手続きをしておらず、通知カードの記載事項が現況と異なる場合は、個人番号が記載された住民票を提出してください。

個人番号カード (写) 等貼付台紙

以下に掲げる事務のため、保護者等の個人番号を **2** 名分提出します。

○ 沖縄県高等学校等奨学のための給付金に関する事務

学校名・課程	沖縄県立 <b>教育支援</b> 高等学校・ <b>定時</b> 制
生徒 ふりがな	<b>りゅうきゅう たろう</b>
氏名	<b>琉球 太郎</b>
学年・クラス・出席番号	<b>1年1組1番</b>

保護者等	氏名 (自署)	<b>琉球 一郎</b>	個人 カード  して、 いい。
	令和7年1月1日に居住していた市区町村までの住所 (住民税課税地) ※日本国内に住所を有していない場合には、 <input type="checkbox"/> にレ印を付けてください。		
	都道 <input checked="" type="checkbox"/> 市区	<b>沖縄</b> 府 <input checked="" type="checkbox"/> 那覇 町村	
<input type="checkbox"/> 日本国内に住所を有していない。			



保護者等	氏名 (自署)	<b>琉球 花子</b>	個 カード  して、 をコピーし、貼り付けてください。
	令和7年1月1日に居住していた市区町村までの住所 (住民税課税地) ※日本国内に住所を有していない場合には、 <input type="checkbox"/> にレ印を付けてください。		
	都道 <input checked="" type="checkbox"/> 市区	<b>東京</b> 府 <input checked="" type="checkbox"/> 千代田 町村	
<input type="checkbox"/> 日本国内に住所を有していない。			



注) 個人番号カードや通知カードの写しが提出できない場合、「個人番号が記載された住民票」を提出してください。  
 なお、通知カードの記載事項 (氏名、住所、生年月日、性別、個人番号) に訂正がある場合は、訂正内容が記載された裏面も貼付してください。  
 変更手続きをしておらず、通知カードの記載事項が現況と異なる場合は、個人番号が記載された住民票を提出してください。